８年市長提出第７５号議案

令　和　８　年　度

瀬戸市水道事業会計補正予算

（第　１　号）

令和８年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第１号）

第１条　令和８年度瀬戸市水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度瀬戸市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条中「2,091,127千円」を「2,091,427千円」に改める。

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　水道事業収益	3,089,249 千円	0 千円	3,089,249 千円
第１項　営 業 収 益	2,270,767 千円	△ 150,200 千円	2,120,567 千円
第２項　営業外収益	818,479 千円	150,200 千円	968,679 千円
支　　出			
第１款　水道事業費用	2,773,064 千円	1,260 千円	2,774,324 千円
第１項　営 業 費 用	2,722,571 千円	1,260 千円	2,723,831 千円

第４条　予算第４条本文括弧中「1,696,775千円」を「1,697,075千円」に、「1,561,794千円」を「1,562,094千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出			
第１款　資 本 的 支 出	2,259,063 千円	300 千円	2,259,363 千円
第１項　建 設 改 良 費	2,091,127 千円	300 千円	2,091,427 千円

第５条　予算第８条中「289,242千円」を「290,622千円」に改める。

令和８年８月３１日提出

瀬戸市長　川　本　雅　之

予　算　に　関　す　る　説　明　書

令和８年度瀬戸市水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　　入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説　　明
			千円	千円	千円	千円
1 水道事業収益			3,089,249	0	3,089,249	
	1 営業収益		2,270,767	△ 150,200	2,120,567	
		1 給水収益	2,169,040	△ 150,200	2,018,840	水道 使用料　△ 150,200
	2 営業外収益		818,479	150,200	968,679	
		5 他会計補助金	454,235	150,200	604,435	
収　　入　　合　　計			3,089,249	0	3,089,249	

支　　出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説　　明
			千円	千円	千円	千円
1 水道事業費用			2,773,064	1,260	2,774,324	
	1 営業費用		2,722,571	1,260	2,723,831	
		1 原水及び 浄水費	1,136,015	660	1,136,675	職員　10人 手当　600 旅費　60
		2 配水及び 給水費	390,777	480	391,257	職員　7人 手当　360 旅費　120
		3 受託工事費	9,193	60	9,253	職員　1人 手当　60
		4 業務費	172,778	60	172,838	職員　2人 手当　60
支　出　合　計			2,773,064	1,260	2,774,324	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支　　出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説　　明
			千円	千円	千円	
1 資本的支出			2,259,063	300	2,259,363	
	1 建設改良費		2,091,127	300	2,091,427	
		1 整備事業費	2,086,539	300	2,086,839	職員　6人 手当　300
支　出　合　計			2,259,063	300	2,259,363	

令和８年度瀬戸市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

千円

1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	237,270
減価償却費	878,826
減損損失	0
固定資産除却費	20,200
引当金の増減額（△は減少）	12,761
長期前受金戻入額	△ 348,326
支払利息	5,761
受取利息及び受取配当金	△ 9,172
固定資産売却損益（△は益）	0
未収金の増減額（△は増加）	49,115
未払金の増減額（△は減少）	△ 157,728
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 14,965
前払金の増減額（△は増加）	41,706
前受金の増減額（△は減少）	0
預り金の増減額（△は減少）	0
小計	715,448
利息及び配当金の受取額	9,172
利息の支払額	△ 5,761
業務活動によるキャッシュ・フロー	718,859
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,910,329
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	△ 100,000
有価証券の売却による収入	0
国庫補助金等による収入	555,302
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,455,026
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の返済による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 62,936
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 62,936
資金増加額（又は減少額）	△ 799,103
資金期首残高	3,127,196
資金期末残高	2,328,093

補正予算給与費明細書

1　総　括

（1）　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数（人）	給与費				法定福利費（千円）	賞与等引当金及び退職給付費（千円）	合　計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当等（千円）	計（千円）				
補正後	（　0　） 31		126,061	76,780	202,841	39,169	31,686	273,696	
補正前	（　0　） 31		126,061	75,400	201,461	39,169	31,686	272,316	
比　較	（　0　） 0		0	1,380	1,380	0	0	1,380	

（　）内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区　分	管理職手当（千円）	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	宿日直手当（千円）	児童手当（千円）	単身赴任手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	退職手当（千円）
	補正後	3,696	4,819	10,768	814	4,352	550		8,338	21,759	18,169		3,515			
	補正前	3,696	4,819	10,768	814	2,972	550		8,338	21,759	18,169		3,515			
	比　較	0	0	0	0	1,380	0		0	0	0		0			

（2）　会計年度任用職員

区分	職員数（人）	給与費				法定福利費（千円）	賞与等引当金及び退職給付費（千円）	合　計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当等（千円）	計（千円）				
補正後	（　5　）	10,691		4,145	14,836	2,090		16,926	
補正前	（　5　）	10,691		4,145	14,836	2,090		16,926	
比　較	（　0　）	0		0	0	0		0	

（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

職員手当等の内訳	区　分	地域手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	宿日直手当（千円）	退職手当（千円）
	補正後						2,251	1,894		
	補正前						2,251	1,894		
	比　較						0	0		

2　給料及び職員手当等の増減額の明細

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　明	備　考
給　料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当等	1,380	給与改定に伴う増減分	0		
		その他の増減分	1,380		

3　引当金の取崩し

（1）賞与等引当金の取崩し

令和８年度において、期末手当及び勤勉手当等を支給するため、賞与等引当金１９，１５１千円を取り崩す予定である。

令和８年度瀬戸市水道事業会計予定貸借対照表（当年度）
（令和9年3月31日）

資　　産　　の　　部

１　固定資産	千円	千円	千円	千円
（１） 有形固定資産				
イ 土地		735,289		
ロ 建物	454,546			
減価償却累計額	238,005	216,541		
ハ 構築物	37,399,390			
減価償却累計額	19,344,701	18,054,689		
ニ 機械及び装置	4,396,967			
減価償却累計額	2,580,430	1,816,537		
ホ 車両及び運搬具	27,904			
減価償却累計額	22,620	5,284		
ヘ 工具器具及び備品	84,745			
減価償却累計額	66,543	18,202		
ト 船舶	269			
減価償却累計額	256	13		
チ 建設仮勘定		376,943		
有形固定資産合計			21,223,498	
（２） 無形固定資産				
イ 施設利用権		67,231		
ロ ソフトウェア		0		
無形固定資産合計			67,231	
（３） 投資				
イ 投資有価証券		400,000		
投資合計			400,000	
固定資産合計				21,690,729
２　流動資産				
（１） 現金預金			2,328,093	
（２） 未収金				
イ 未収金		28,349		
ロ 貸倒引当金		9,458		
未収金合計			18,891	
（３） 貯蔵品			33,199	
（４） 前払金			101,393	
流動資産合計				2,481,576
資産合計				24,172,305

３　固定負債	千円	千円	千円	千円
（１）企業債※			195,647	
（２）引当金				
イ 退職給付引当金		211,517		
ロ 修繕引当金		19,257		
引当金合計			230,774	
固定負債合計				426,421
４　流動負債				
（１）企業債※			55,401	
（２）未払金			559,993	
（３）前受金			12,509	
（４）引当金				
イ 賞与等引当金		22,438		
引当金合計			22,438	
（５）預り金			0	
流動負債合計				650,341
５　繰延収益				
（１）長期前受金				
イ 長期前受金	18,380,302			
長期前受金収益化累計額	10,518,362	7,861,940		
長期前受金合計			7,861,940	
繰延収益合計				7,861,940
負債合計				8,938,702
資　本　の　部				
６　資本金				
（１）自己資本金				
イ 固有資本金		83,313		
ロ 出資金		987,449		
ハ 組入資本金		12,878,474		
自己資本金合計			13,949,236	
資本金合計				13,949,236
７　剰余金				
（１）資本剰余金				
イ 受贈財産評価額		528,137		
ロ 工事寄附金		337		
ハ 工事負担金		281,455		
ニ 補助金		14,606		
資本剰余金合計			824,535	
（２）利益剰余金				
イ 当年度未処分利益剰余金				
繰越利益剰余金	222,562			
当年度純利益	237,270			
その他未処分利益剰余金変動額	0	459,832		
利益剰余金合計			459,832	
剰余金合計				1,284,367
資本合計				15,233,603
負債資本合計				24,172,305

※建設改良等の財源に充てるための企業債

会計書類に関する注記

Ⅰ　重要な会計方針

１　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

・減価償却の方法　　定額法による。

・主な耐用年数

建物	15～50 年
構築物	40 年
機械及び装置	15 年
工具器具及び備品	3～15 年

（２）無形固定資産

・減価償却の方法　　定額法による。

・主な耐用年数

施設利用権	20 年

２　引当金の計上方法

（１）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

（２）賞与等引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給、これらに係る法定福利費の支出に備えるため、翌年度における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（３）貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

３　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ　予定貸借対照表関連

１　引当金の取崩し

（１）退職給付引当金の取崩し

令和８年度において、退職給付引当金 10,171 千円を取り崩す予定である。

（２）賞与等引当金の取崩し

令和８年度において、賞与等引当金 19,151 千円を取り崩す予定である。

（３）貸倒引当金の取崩し

令和８年度において、貸倒引当金 1,362 千円を取り崩す予定である。

（４）修繕引当金、特別修繕引当金の取崩しに関する経過措置

平成２６年３月３１日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。